



問は問い合わせ先です

平成19年度介護保険料額決定通知書を送付します

税務課介護保険料係 ☎22-13313

平成19年度の介護保険料額決定通知書(納付通知書)を8月上旬に発送します。65歳以上の方の介護保険料は表1の通りですので、ご確認ください。

なお、介護保険料の経過措置対象となる方(平成19年度市県民税で老年者軽減措置の対象となった方)の保険料額については、表2

●表1 65歳以上の方の介護保険料

段階	対象者	年額	月額
第1段階	基準額×0.5 ・生活保護受給者の方 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	21,300円	1,775円
第2段階	基準額×0.5 世帯全員が市民税非課税で、かつ本人の課税年収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	21,300円	1,775円
第3段階	基準額×0.75 世帯全員が市民税非課税の方(第1・第2段階該当者を除く)	31,900円	2,662円
第4段階	基準額 世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方	42,600円	3,550円
第5段階	基準額×1.25 本人市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	53,200円	4,437円
第6段階	基準額×1.5 本人市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	63,900円	5,325円

の通り、減額された保険料が適用されます。対象者の方については通知書に「税制改正による経過措置対象者に該当します(減額された保険料が適用されます)」と記載していますので、ご確認ください。

●表2 税制改正による経過措置

保険料段階	平成19年度	
	年額	月額
第4段階	42,600円	3,550円
経過措置		
税制改正がない場合、第1段階	35,300円	2,946円
税制改正がない場合、第2段階	35,300円	2,946円
税制改正がない場合、第3段階	38,700円	3,230円
第5段階	53,200円	4,437円
経過措置		
税制改正がない場合、第1段階	42,600円	3,550円
税制改正がない場合、第2段階	42,600円	3,550円
税制改正がない場合、第3段階	46,000円	3,834円
税制改正がない場合、第4段階	49,400円	4,118円

交通事故被害者救済制度があります

自動車事故で重度の後遺症が残った方や、亡くなられた方のご家族を救済するための制度です。

●対象 0歳～中学3年生までのお子さん

●貸し付け要件 保護者が市町村民税非課税または均等割のみ課税など

●貸付金額 一時金15万5千円、月々2万円

●返還方法 20年以内の均等払い ※中学卒業後、高校・大学へ進学する場合は返還猶予があります。

●介護料支給制度

●受給資格 自動車事故が原因で脳・せき髄または胸部腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、常時または随時介護を必要とする方

●介護支給額 月額2万9,290円～13万6,880円

●自動車事故対策機構仙台主管支所 ☎022-262-6790

食中毒を予防しましょう

今年も食中毒の心配な季節になりました。年間の発生件数のうち、3分の2が6～9月の暑い時期に集中しています。食中毒菌の特性を知り、食中毒を防ぎましょう。

●主な食中毒菌の特徴と予防法

●腸炎ヒブリオ 魚介類に付着する代表的な菌です。真水や熱に弱いので、魚介類は流水でよく洗うか十分に加熱して食べましょう。

●サルモネラ 鶏卵が原因食品となることが多いので、鶏卵は冷蔵庫に入れて保管しましょう。

●カンピロバクター 食肉に付着している細菌です。食肉は十分に加熱して食べましょう。

●黄色ブドウ球菌 傷口などの化のうした所に多くいる細菌です。手指の消毒を十分にしましょう。

●食中毒予防の3原則

●菌をつけない 調理や食事前に手をよく洗うとともに、包丁やまな板もよく洗いましょ。

●菌を増やさない 食品を室温で放置せず、冷蔵庫などで冷やして保存し、できるだけ早く食べましょう。また、冷蔵庫を過信しないよう注意しましょう。

●加熱による殺菌 加熱は食品の中心部まで。目安は75℃1分以上です。

●宮城県仙南保健所環境衛生部 ☎0224-53-3117

学生の皆さんへ 学生納付特例の申請はお済みですか？

学生の皆さん、20歳になると国民年金に加入し、保険料を納めなければなりません。所得がなく、国民年金を納めるのが困難な学生のために、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。申請は毎年行ってください。

●対象者 大学や大学院、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程)に在籍している学生

●手続きに必要な物 学生証・印鑑

●国民年金保険料を納めるのが困難な一般の方へ

所得が少ないなどの理由で保険料を納めることが困難な場合に、免除制度や若年者猶予制度(30歳未満の人が対象)があります。

申請もせず、未納のまま放っておくのは自ら年金を受ける権利を放棄するようになります。7月から一般の方を対象にした免除申請を受け付けていますので、希望される方はお早めに申請を行ってください。なお、昨年度から免除を継続的に認められている場合は申請不要です。

●申請手続きに必要な物 年金手帳、印鑑。退職や失業の場合は雇用保険の雇用保険受給資格者証または離職票の写しなど

●受付時間(月・金曜日) 8時30分～17時15分

※月曜日は19時まで受け付けているほか、第2土曜日は9時30分から16時まで受け付けています。

●一般回線 ☎0570-05-1165

●IP電話・PHS専用回線 ☎0570-07-1165

●大河原社会保険事務所 ☎0224-51-3111

●市民課国民年金相談係 ☎22-1312

「借金に悩んでいませんか？」

夏盛りとなりました。今月は、収入があってもさまざまな税金を支払えず、悩んでいる皆さんのために必要な予備知識をご紹介します。家族に相談しなくても簡単に借金ができることから、借金を返せなくなっても相談できず、返済のために借金を繰り返して多重債務になってしまうケースが増えていきます。

●自己破産 支払いが不能になった場合、地方裁判所に自己破産の申し立てを行います。免責決定を受ければ借金はなくなり、ただし、浪費やギャンブルなどの場合は、免責が受けられないこともあります。

●いくらお金を借りているのか 自分がいくらお金を借りているのか分からないときは、各個人情報機関に登録されている本人情報を開示する制度があります。開示請求は各機関の窓口へ直接出向くほか、郵送も可能です。

●消費者金融 全国信用情報センター連合会 ☎0120-441-481

●クレジットカード (株)シー・アイ・シー ☎0120-810-414

●株 シーシーピー ☎0120-4400-29

●全国銀行個人信用情報センター ☎0120-5440-558

●弁護士に相談したいのですが、お金がないときは？ 民事法律扶助制度という制度があります。まずは相談することが何より大切です。

●任意整理 弁護士や司法書士に依頼して利息の再計算により支払うべき金額を決め、返済する支払い計画を作り直すものです。取引期間が長ければ、利息制限法により借金がなくなったり、過払いになっているお金を取り戻したりすることも可能です。

●特定調停 簡易裁判所で自ら手続きを行うことで、費用をあまりかけずに利息制限法で借金を減額することができます。

業者との交渉は簡易裁判所の調停員が行い、話し合いで解決します。

●個人再生手続き 一定の収入があるにもかかわらず、借金が多額なため支払い不能に陥る可能性がある場合、借金の

一部を3年程度支払うことで残額の支払いが免除される制度です。住宅を手放さずに借金を整理することができま。